第三十六条の二中「第三十三条の六第一項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「第六条の二の二第一項に規定する義務教育終了児童等（以下「義務教育終了児童等」を「第六条の三第一項第一号に規定する満二十歳未満義務教育終了児童等（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）又は同項第二号に規定する満二十歳以上義務教育終了児童等（以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」に、「当該義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同項に規定する児童自立生活援助」に、「当該義務教育終了児童等が自立」を「当該満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等が自立」に、「当該義務教育終了児童等の身体」を「当該満二十歳未満義務教育終了児童等若しくは満二十歳以上義務教育終了児童等の身体」に改める。

第三十六条の三中「第六条の二の二第一項」を「第六条の三第一項」に、「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等」に改める。

第三十六条の十六第一項中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等」に改める。

第三十六条の二十六第一項中「第三十三条の六第二項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第五項中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改める。

第三十六条の二十七第一項中「第三十三条の六第五項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「、義務教育終了児童等」を「、満二十歳未満義務教育終了児童等、満二十歳以上義務教育終了児童等」に、「規定する義務教育終了児童等若しくは満二十歳以上義務教育終了児童等」を「規定する満二十歳未満義務教育終了児童等若しくは満二十歳以上義務教育終了児童等」に改める。

第三十六条の二十九第一号中「知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設」を「障害児入所施設、児童心理治療施設」に改める。

第三十六条の三十第一号ロ中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同号ハ中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設」に改める。

第三章の章名中「及び」の下に「養子縁組里親並びに」を加える。

第三十六条の四十に次の一項を加える。

法第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一　登録番号及び登録年月日

二　住所、氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態

三　同居人の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態

四　養子縁組里親研修を修了した年月日

五　その他都道府県知事が必要と認める事項

第三十六条の四十一第二項の次に次の一項を加える。

養子縁組里親となることを希望する者（以下「養子縁組里親希望者」という。）は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　養子縁組里親希望者の住所、氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態

二　養子縁組里親希望者の同居人の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態

三　養子縁組里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

四　養子縁組里親になることを希望する理由

五　従前に里親であつたことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であつた場合には当該都道府県名

六　その他都道府県知事が必要と認める事項

第三十六条の四十一に次の一項を加える。

第三項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　養子縁組里親希望者及びその同居人の履歴書

二　養子縁組里親希望者の居住する家屋の平面図

三　養子縁組里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

四　法第三十四条の二十第一項各号（養子縁組里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五　その他都道府県知事が必要と認めるもの

第三十六条の四十二第二項中「前項」を「前二項」に、「又は当該専門里親希望者」を「、当該専門里親希望者又は当該養子縁組里親希望者」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、前条第三項の申請書を受理したときは、当該養子縁組里親希望者が次のいずれにも該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養子縁組里親名簿に登録し、又はしないことの決定を行わなければならない。

一　要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること。

二　経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）。

三　養子縁組里親研修を修了したこと。

第三十六条の四十三第一項中「養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を加え、同条第二項中「第三十六条の四十各号」を「第三十六条の四十第一項各号」に改め、「について」の下に「、養子縁組里親は、同条第二項各号に掲げる事項について、それぞれ」を加える。

第三十六条の四十四第一項及び第二項中「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を加える。

第三十六条の四十五中「養育里親名簿」の下に「及び養子縁組里親名簿」を加える。

第三十六条の四十六第二項中「登録」を「前項の登録」に、「更新研修」を「養育里親更新研修」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「更新研修」を「養育里親更新研修若しくは養子縁組里親更新研修」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

養子縁組里親名簿の登録は、養子縁組里親の申請により更新する。

前項の登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準に従い行う研修（以下「養子縁組里親更新研修」という。）を受けなければならない。

第三十六条の四十七中「第一条の三十三第二項各号に掲げる」を「第一条の三十九に規定する」に改める。

第五十条の二の表第一条の二十九第一条の三十一第一項第一条の三十六第一条の三十七第一条の三十八第四条第一項の項中「第一条の三十八」を「第一条の四十　第一条の四十一」に、「児童相談所設置市の市長」を「児童相談所設置市の長」に改め、同表第七条の九第二項の項、第七条の十第七条の十一第七条の十四第七条の十六第七条の十七の項、第七条の二十の項、第七条の二十九第七条の三十第七条の三十五第七条の三十六第七条の三十七第七条の三十九第一項の項から第十八条の三十八第一項の項まで、第十八条の四十の項、第十八条の四十七第一項の項、第二十五条の二十一第二十五条の二十二の項、第二十五条の二十三の二第一項の項、第二十五条の二十三の四の項、第二十五条の二十二第二十五条の二十九第二十六条第二十七条第三十二条において準用する第二十六条第三十二条において準用する第二十七条の項、第三十四条の二第三十四条の三の項、第三十六